

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間

2 内容

目標1：全ての職員を対象とした出産祝金制度を創設することで、育児休業の対象者を把握し、取得状況を公表します。

〈対策〉

- ・令和6年9月～ 出産祝金制度の検討
- ・令和7年度～ 職員又は配偶者の出産に対し出産祝金を支給
育児休業の取得状況を把握、公表

目標2：育児休業の取得率を次の水準以上にします。

男性	50%以上
女性	100%

〈対策〉

- ・令和6年9月～ 育児休業時の一部有給化の検討
- ・令和7年度～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入

目標3：年次有給休暇の取得率を85%以上にします。

〈対策〉

- ・令和6年9月～ 子どもの通院や学校行事等への参加が容易になるよう半日単位及び時間単位の年次有給休暇を拡大することについて、職員の意向を把握
- ・令和7年度～ 現行5日の半日単位の年次有給休暇の限度日数を10日に拡大
労使協定に基づき、時間単位の年次有給休暇の限度日数を2日から5日に拡大